

健康福祉部における熱中症対策について

1. 保健所における対策

市ホームページや広報くるめ等において、熱中症の予防や対処について市民周知するとともに、民生委員・児童委員を活用した熱中症予防カードの配布、保健師による熱中症予防をひとつのテーマとした健康教育・健康相談等を実施している。

<具体的な内容>

別紙、「保健所における熱中症対策一覧」参照

2. 高齢者・障害者関係者への対応

高齢者・障害者関係施設、団体等に対し、熱中症に関するチラシの配布やメール等を配信し、注意喚起している。

<具体的な内容>

(1) 介護サービス事業所への注意喚起

市内全ての介護サービス事業所に対し、6月13日に「熱中症予防の普及啓発・注意喚起」についてメール等を送信。また、記録的な猛暑により全国的に健康被害が発生している状況を鑑み、7月26日に再度、メールにて注意喚起を行った。

(2) 地域包括支援センターを通じた注意喚起

地域包括支援センターへ環境省が作成した「チラシ」・「マニュアル」・「ポスター」の活用を依頼。

(3) 老人福祉施設等への注意喚起

市内の老人福祉施設等（養護老人ホーム×1ヶ所、軽費老人ホーム・ケアハウス×8ヶ所、有料老人ホーム×57ヶ所）へ、メールにて熱中症予防に関する注意喚起を依頼。

(4) 介護予防教室等参加者への注意喚起

市が主催する介護予防教室等（「にこにこステップ運動」「元気脳教室」「講師派遣型介護予防」）の参加者へ、環境省作成のチラシを配布。

(5) 久留米市老人クラブへの注意喚起

市内の老人クラブ（327団体）へ、環境省作成のチラシを送付。

(6) 障害福祉サービス事業所への注意喚起

障害福祉サービス事業所に対し、メールにて熱中症予防に関する注意喚起を依頼。